

# 松本砂防事務所 コンプライアンスの取り組み(その2)

北陸地方整備局では、発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、綱紀の保持を図り、もって国民の信頼確保を目的として、「北陸地方整備局発注者綱紀保持規程」を定めています。

これと平行して「北陸地方整備局コンプライアンス推進計画」を定め、コンプライアンスの徹底を図るため各種取り組みを行っています。

今回は松本砂防事務所で実施した「コンプライアンス勉強会」についてご紹介します。

松本砂防事務所では平成26年6月18日(水)、事務所職員を対象としたコンプライアンスに関する勉強会を開催しました。

これは、「平成26年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画」に基づき実施するもので、当日は17名の参加者がありました。

進行は事務所のコンプライアンス指導員である副所長(事務)が行い、最初に入札談合等関与行為に関する教材ビデオを上映し、参加者からどの場面が不適切な対応に該当しどのように対応すべきか発言してもらいました。

続いて副所長から入札談合等関与行為の事例、厳しいペナルティ、職員の心構え等について説明し、また外部からの不当な働きかけに対しては、誰もが当事者になる可能性があり、先ずはつきり断ること、そして必ず記録し報告することを説明しました。

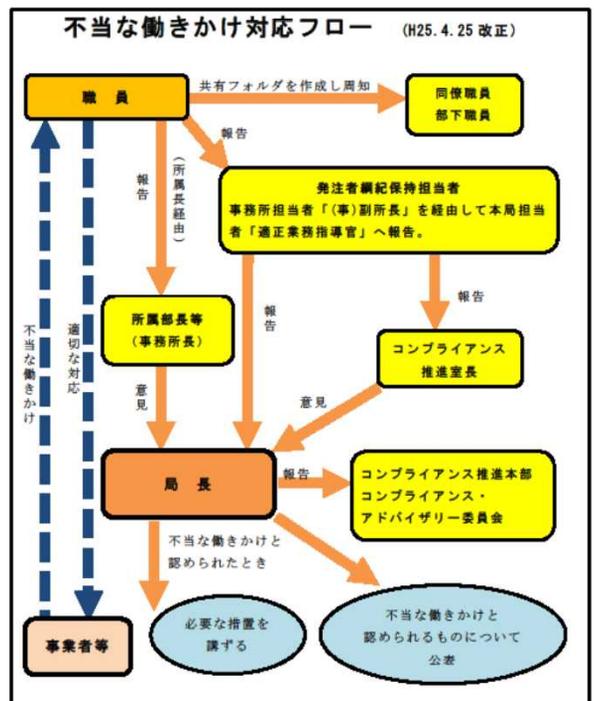
最後に国民全体の奉仕者として自覚し、非違行為に対しては組織でかつ早期に対応することが重要であることを確認しました。



教材ビデオの1シーン  
今回の予定価格は・・・



真剣にビデオを見る参加者



「北陸地方整備局発注者綱紀保持」の情報はこちらのURLからご覧いただけます

<http://www.hrr.mlit.go.jp/johokokai/order/index.html>